

# 忠岡町軽自動車税減免事務取扱基準



身体障害者手帳	視覚	聴覚	平衡機能	音声・言語	上肢不自由	下肢不自由	体幹	乳幼時の脳病変による運動	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	HIV	肝機能障害
本人が障害者で本人が所有する車を運転  所有者 忠岡の住民票	1~6	2~4 6	3 5	3 4	1~7	1~7	1~3 5	1~7	1 3 4	1~4	1~4
身体障害者手帳のみで減免											
障害者(18歳未満)と生計を一にし、同居人が所有する車を同居人が運転  所有者 障害者 忠岡の住民票 原則 忠岡の住民票	1~6	2~4 6	3 5	3 4	1~7	1~7	1~3 5	1~7	1 3 4	1~4	1~4
同居していない場合は、民生委員に現況届を書いてもらう。申請書は福祉課にあり。 身体障害者手帳のみで減免											
障害者(18歳以上)と生計を一にし、同居人が所有する車を同居人が運転  所有者 障害者 忠岡の住民票 原則 忠岡の住民票	1~4	2~4	3	3 4	1~5	1~5	1~3	1~4	1 3	1~3	1~3
同居していない場合は、民生委員に現況届を書いてもらう。申請書は福祉課にあり。											

平成26年受付	平成8年4月2日以降に生まれた人(高校3年生OK)は適用
平成27年受付	平成9年4月2日以降に生まれた人(高校3年生OK)は適用
平成28年受付	平成10年4月2日以降に生まれた人(高校3年生OK)は適用
平成29年受付	平成11年4月2日以降に生まれた人(高校3年生OK)は適用
平成30年受付	平成12年4月2日以降に生まれた人(高校3年生OK)は適用

- いるもの
- 1 身障手帳のコピー
  - 2 車検証のコピー
  - 3 免許証のコピー
  - 4 申請書
  - 5 身障者が同居していない場合は民生委員の現況届
  - 6 印鑑

## 障害者手帳 減免スタンプの押し方

(備考欄)

軽自動車税減免申請済  
(忠岡町) 平成 年 月 日  
登録番号

忠岡町  
受付印

日付・登録番号記入する

療育手帳	手帳のみで減免		
精神障害者手帳	1級 ○	2級 ×	3級 ×